

## 1. 開 会

司会 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会を開催いたします。

## 2. あいさつ

司会 開会に当たりまして、三浦環境生活部長よりごあいさつを申し上げます。

三浦部長 皆様、きょうは大変お忙しい中当委員会に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。また、本県の環境生活行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜りまして、本当にありがとうございます。この場を借りまして厚く御礼申し上げたいと思いません。

さて、村田町の竹の内地区の産業廃棄物最終処分場の廃止に向けました対策を総合的に検討していただくことを目的といたしまして設置いたしましたこの検討委員会も、去る3月24日に第1回目の会議を開催してから、はや3カ月が過ぎてございます。この間、専門部会の委員の先生方におかれましては、2回にわたりまして開催されました部会に御参集を賜りまして、処分場におけます環境汚染対策の現状とか、あるいは処分場周辺への影響調査などに関しまして精力的に評価、分析の作業をしていただいたところでございます。また、住民代表の委員の方々にも専門部会に積極的に御参加等いただきまして、それぞれのお立場から貴重な御意見を述べていただいたところでございます。

本日は、こうしたこれまでの専門部会での検討状況につきまして中間的な御報告を頂戴することになりますが、県といたしましては、この総合対策検討委員会等におけます検討結果を踏まえまして、できることにつきましては早急を実施するというにしていくつもりでございます。処分場のリスク評価をするために必要な調査などにつきましても、すぐに着手すべく準備を整えておりますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 本日は、阿部委員、尾崎委員、彼谷委員、鈴木庄亮委員、佐藤鐵三委員から欠席する旨の報告をいただいております。

また、岡田委員からは遅れて出席する旨の御連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

次第がまずございますけれども、次第を1枚開いていただきますと配付資料一覧がございま

す。

事前に配付いたしました資料といたしまして、まず検討委員会等の開催状況でございます。それから、二つ目に専門部会の中間報告でございます。それから、三つ目に住民の考え方についての県の考え方でございます。それから、四つ目として第2回専門部会議事録でございます。これらの四つについて事前に送付させていただきました。

それから、次に、当日配付資料といたしまして、一つ目として、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準でございます。それから、二つ目として、測定項目の経月変化でございます。一つ目の産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準につきましては、第1回の委員会で要請を受けましたので本日提出しております。それから、二つ目の経月変化につきましては、16年1月以降の調査結果が取りまとまりましたので提出しております。具体的な検討につきましては、次回の専門部会などでよろしく御検討いただきたいと思います。

資料忘れた方はいらっしゃいませんか。事前に配付、送付させていただいた資料、大丈夫でございますか。

### 3. 報告事項

司会 それでは、これより議事に入りますが、規定によりまして犬飼委員長に議長をお願いいたします。

なお、会議の内容を録音いたしますので、御発言の際には御面倒でもマイクを御使用されませう御協力をお願いします。

それでは、犬飼委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、第2回目の検討委員会全体会を開催いたします。

きょうは、2時半から5時までという予定になっておりますので、御協力をお願いいたします。

皆さんにお配りしてありますが、式次第に従って審議をしていきます。

最初に、報告事項として二つありますが、最初に「総合対策検討委員会の運営について」、これについて事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告いたします。

お手元の「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会等の開催状況」というA4版1枚の資料が配付になっていると思いますけれども、これに基づきまして、確認の意味で総合対策委員会のこれまでの検討経過を報告させていただきます。

本委員会、本年の3月24日に発足いたしまして、第1回の会議が開催されたという点につきましては御案内のとおりであります。これが1番上にありますが、第1回の委員会での議題については内容欄の記載のとおりということでございます。

本日第2回目でございますが、第1回目の会議におきまして、「委員会としての検討事項を当面専門部会を設置して検討する。それから、配付資料、第1回の委員会のときに配付いたしました資料の説明会というか勉強会を開催する」ということとされたことを受けまして、その開催状況の下の方に順次ありますが、4月26日に第1回の専門部会が開催されております。さらに6月8日に第2回の専門部会が開催されております。その間、間ということになりますが、5月10日に第1回の委員会に提出された資料に関する勉強会が開催されたところであります。

各会議における議題については内容欄に記載のとおりでございます。

また、専門部会につきましては、第1回の委員会におきまして、「専門部会の委員以外の方にも開催を通知し参加していただく」ということとされましたことから、このような方法で開催をされております。

なお、これらの会議の開催日程の調整に当たりまして、あらかじめ各委員の日程の都合を確認するなどの所要の配慮を欠いていたのではないかとということ、また、開催通知がなされた日から開催日までの期間が短いのではないかとというようなことで、事務局の開催日程調整の不備につきましてごもっともな御意見をいただいたところであります。

本日の委員会の日程の調整につきましても、その点については配慮に欠けたものということで深くおわびを申し上げたいと思います。

この点に関しまして、今回委員の皆様方のところに8月の御都合をあらかじめお伺いさせていただいております。今後はこのような形であらかじめ全委員の皆様方の御都合を確認させていただき、その上で開催日程を調整し、できる限り余裕をもってその周知を行うよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 期日の持ち方について、今事務局の方から御説明がありました。その点については、私もこの日程を決めるに当たって事務局に他の委員の意見を十分聞くようにというふうな指示をせず、急いでやるというふうなことだけに心を奪われて、指示をしなかったということは不適切であったと思いますのでお詫びしたいと思います。

そして、今後については、今事務局から説明があったように、皆さんの意見を聞いた上で日

程を定めたいと思いますので、その点については御了解いただきたいと思います。

今の件で御質問、御意見あればお願いします。はい。

佐藤（正）委員 資料を配布させていただきます。

岡委員 今回の件で。（資料配布）

では、運営の仕方について、ちょっと私たち地域住民としての意見がありますので、一言述べさせていただけたいと思います。

まず一つは、今回第2回の運営委員会、検討委員会が開催されたわけですけれども、この設定に当たっての、先ほど犬飼委員長も言われたように、ちょっと全員の都合などを聞いてやっていただきたい。特に地元住民の方というのは毎日働いていて、なかなか都合がつかなくて大変なんですけれども、聞くところによると、一部の人には都合を聞いて決めたそうなんですけれども、私らのところにはぶっつけ本番で会議の通知が来ているというようなことで、なかなかこれについてはちょっと一方的な運営の仕方なんじゃないかというようなことで、やはりこういうことのないように、やはり委員全員が同じ立場で物を考えこれからやっていくわけですから、同じように皆さんからの意見を聞きながら日にちを決めていただきたいと。しかも、できるだけ早く会議を持っていくという形が必要じゃないかと思うんですよね。

実は、この件については、私、仙南保健所ですけれども、公害班の佐藤さんを通じてこの検討委員会の持ち方について、一つは、できるだけ地元でやっていただきたいと。3の のところに書いてありますけれどもね。それから、もう一つは、土曜日であるとか、日曜日であるとか、そういう日に設定していただければ、比較的住民代表の方も出席できるということなので、その辺、やはり十分に配慮していただかないと、この検討委員会についても住民の意見が反映されないということになると、またいろいろな不信感が出てくると思うんですね。

それから、大きな2番目の委員会の趣旨などについて聞いていただきたいと思います。

まず一つは、委員会の論理は、専門委員会も含めて、処分場と乖離したものとなっているような感じがするわけですね。特に、会議の内容が今までのデータに基づいた専門委員会で評価やっているわけですけれども、やはり現地、特に雨が降ったとき、きょうもガステックでガスはかってきましたけれども、やはり出ているんですよ。だから、そういうのが県の方では全然わからないんです。ですから、そういうことがあるから、ぜひ雨の降っているときとか、水たまりができているときになるとガスが出ているのが非常によくわかりいいというようなことなので、やはりそういうときに調査をやっていく必要があるんじゃないかということです。

それから、二つ目は、廃対課は発生ガスや水質の汚染濃度が減少しているということですが

れども、今言いましたように、これは今日測ってきたやつですけれども、8時間ほど。結構反応しているというようなことで、これで今日測っただけで10ppm出ているんですよ。そういうところもあるということで、これは県がほとんど出ていないというところを出ているわけですけれどもね。そういうようなことなんで、やはり住民はそういうところを感じてやはり臭い臭いと言っているんですよ。だから、そういうところを汲み取って評価していただきたい。

それから、三つ目は、委員会の趣旨は産廃処分量が大幅に超過していることと、それから公害が依然として発生することにかんがみ、早急に処分場廃止に向けた対策、これはできるだけ早く検討委員会の方を進めながら対策を立てていきたい。1日も我慢できないという状態もあるわけですからね。だから、そういうことで早く進めていただきたい。廃対課は公害は沈静化して汚染は拡大していないとしているけれども、何だか私たちからすると、どこを測っているのかということで、案外事実に基づかないことを言っているのかなという感じもしているわけですから、どうしてもここは感情的な問題になるわけです。私たち、24時間ずっとあそこで暮らしているから、今日は臭ったとか、夕べは臭ったとかというようなことを常に話していますから、こういうことを十分配慮しながらやっていただきたい。

それから、ずっと全体として委員会はいわゆる早急に廃止の方向に向けた具体策を出すということになっているんですけれども、単なる今の資料だけでなしに、委員会としても全面的な検討をしながら、廃止に向けた具体的な方策というものを提出いただきたい。そういうのをこの委員会の中で十分検討していただきたいなというように思います。大体趣旨としては、文章に書いてありますけれども、そういうことです。

委員長 委員会の運営の持ち方については、これは先ほど事務局から申し上げたように、全委員の都合を聞いて、できるだけ多くの人に参加できる、そういう日にちを選びたいということです。

私、委員長という関係で、私とか、あるいは専門部の部会長だとか、その時々テーマによって、是非出なくてはならない人は確保しなければなりませんけれども、あと、多くの人に参加される日を選んでやりたいと、こういうふうなことです。

それから、住民代表の人たちの都合も皆お聞きいたします。それから、土曜日、日曜日も含めて御都合を皆さんに聞いているというふうに思っております。

それから、現地で開催という話については、これは、現地に行く時間だとか、委員の方々、遠くから来られる方もいらっしゃるの、それは原則的には仙台でやるということで、どうし

ても必要なときには現地でやるということも考えたいと思います。

佐藤（正）委員　そういうふうな状況は、今委員長が言われたんですが、住民の人たちも必要なときは住民の人たちにも連絡してもらおうというふうな言い方をなされたわけですが、住民の方からお願いした阿部弁護士は今日やはり御都合が悪くておいでいただけなかった。早目に言ってもらわなければ、私なんか都合がつかないんだよということで、文書で犬飼委員長あてにこういうふうな運営の仕方はまずいんじゃないかというふうなお話をなされたはずですが。

それで、我々はこのような扱い、実は慣れております。これまで、5年半こういうふうな扱いばかりされてきたと、そういうふうな思いがまたかき乱されているわけですね、頭の中で。住民蔑視というふうな言い方をするんですけれども、今に始まったことではなくて、その繰り返し。それとの闘いであったということなんです。

それで、本当は反省したはずの廃対がまたそういうことをやっている。またやっているんですね。無礼者と、こう言いたい。前にも、「140軒の中の14軒が「守る会」を立ち上げたんだ。少数民族だ」というふうな言い方を専門家の委員会の先生達にしたことがあります。それは間違いだよということでこっちで大抗議をしましたけれども、そのときの追求の仕方が甘かったんですね、いまだにこんなことをやっているということは。

それで、これはみんなの前で謝らせて、要するに担当者をしかるべく処分しなければならない。今はそういうふうに思っています。そうでなければ、我々も知事から委嘱を受けてここに来ているわけでごさいます、委員のこの人は欠けては困るとか、この人は要らない人だというふうなのを事務局風情が判断してそんなことをするのは、これはやはり無礼者というよりほかに言いようがないですね、これは。今まで5年半、そのことと闘ってきたわけですよ、我々。

それで、お話し申し上げれば、140軒の中の14軒のときは、専門家の委員会の専門家の先生たちに、訂正しましたという文書をいただきました。だけれども、我々は、謝ったのか、もうそういうふうな過ちをしないのかというふうなことは我々追求しなかった。今後もあるのか、ないのか。今後やめるのか、やめないのか。担当者を処分するのか、しないのか。そこまできちっとやってもらわないと、我々、やはりここに出てきて帰るわけにはいかないというふうなことになります。

それで、ずっと専門家の委員会の先生たちのやりとりを見ていました。こういう話があります。我々が処分場を見ると、140も200も600も出ているぞというふうな汚染情報を上げます。保健所に上げたわけですね。それで保健所で次の日に来た。それで、「あんたたち来て何ppmなのか測ったのか」というふうな言い方をしたら、実は保健所長が、その時の保

健所長が、ガス検知管を持ち出そうとしたら、その時の保健所長がそんなことをするなと係に言ったそうです。だから測れなかったんだと。それで、ガス抜き管の先ちょに南京袋に入れた、要するにゼルライトじゃなくて、活性炭を、我々はタヌキの金玉というふうな言い方していましたが、そいつをぶら下げて、それでゼロになったからいいや。廃対の姿勢というのはもう終始そのことなんですよ。だから、先生方がどのくらい汚染しているのか評価しようと言ったって、足りないよというふうに我々は思っています。

一つ例を挙げれば、9工区でガスはおさまった、おさまった、おさまったと、先生たちもそういうふうな言い聞かせられてきたと思います。我々は違つと。今U字溝を入れてしまったんですが、その外側に開渠がありました。堀があった、昔から。その底からぼこぼこぼこぼこことガスが出ています。それで、1年間にわたってそのぼこぼこ出ているガスをはかり続けた。それで400ppmとか500ppm、それがずっと出ていたんですね。それで、もう一つ重要な情報だと思うんですが、1メートルか2メートル、3メートルくらい離れた穴から出ているガスは30ppm。それは年間ずっと変わらなかったですね。そういうふうな情報は全く廃対からは先生たちのところに上がらないと思います。あそこはもう既に覆土によってガスはおさまったんだから、そっちはおさまったんだから、先生たち行くことないみたいな言い方したかどうか分かりませんが、全く無礼者というべきやり方をこれまでやってきて、それでさっき話を聞いていたら、「これは今度の専門家委員会で検討させていただきます」、そういうふうな言い方をするわけですよ。

それで、専門家委員会というのはつくることができるということになっているわけですね、規約で。それで、専門家委員会の検討事項はこの会議に話します、上げてきます。だから、この会の方が親なわけですが、当然。それで、1回目の知事が出席したときのこの委員会でも、この委員会をやったら専門家委員会、その次は親委員会、専門家委員会と流れるものだと我々は理解していました。このことを、「もういいですか」の声あり)いや、発言中です。それで.....

井上部会長 発言はいいんですけども、もう少し短く言ってくれませんか。

佐藤(正)委員 いやいや、短くじゃないです。これが通らないようだったら、我々やはり知事にお返しするよりしょうがないです。それで、専門家委員会の先生たちにも、この穴は400ppmだった、こっちは30だったというような新しい情報をお上げるしているつもりです。

井上部会長 発言いいですか。趣旨もわかりますし、いろんなことわかりますから、その程度で何をどこまで言うかというのを短い時間でやっていかないと、時間というのが.....

佐藤（正）委員 いやいや、時間的にということではありません、それは。やり方がまずいよと  
いうことを……

委員長 佐藤委員、……

井上部会長 聞いているわけでしょう。

委員長 今のは内容に入っていると思うんですよ。

佐藤（正）委員 内容に入っていますね。当然入っています。

委員長 したがって、それは専門部会で2回にわたって、「はい、わかりました」の声あり）ちょっと私の話を聞いてからにしてください。2回にわたって検討して、一定のきょう報告をしてもらうわけですから、その報告が信用できるかどうかというところで佐藤委員の意見を言っていたらいいと思うんですね。

佐藤（正）委員 はい。それじゃあ、差し当たりまとめますけれども、今後こういうことは絶対あるのかなのかということですね。犬飼委員長が廃対を指揮して、こういうようなことは絶対だめなんだぞというふうなことを言っていたらいいと押さえていただけるのかどうかということ。そのことを一つお願いします。

それから、ついでに申し上げます。

住民の情報に学ぶこと。これは口が酸っぱくなるくらい廃対に言ってきました。残念ながら廃対の連中で以前のことを知っているのは1人しかいなくなった。もうわからないんですよ、先のこと。だけど、我々は前からの流れはみんな知っているよ、わかっているよ。そういうことなので、委員会もやはり廃対の連中も我々の情報に学ぶべきしか仕様がな

それから、もう一つ、まあいいから、住民の学習会をぜひ開いてくださいということですね。住民が講師になるような学習会を開いてもらわなければ、これはおさまらないよということも一つあります。そのことだけ申し上げます、では。

委員長 それでは……

佐藤（正）委員 差し当たりあるのかなのか聞いてみてください。それによって我々退席するかしないかということでございますので、絶対にこういうことはしないのかということ。ことです。

委員長 ちょっと「こういうこと」というのがよくわからなかったんですが。

佐藤（正）委員 住民蔑視を連綿と続ける気があるのかなのかということをお聞きしてください。

委員長 そういう聞き方をすれば、それは、そんな蔑視をするなんていうことを言うはずはな

いわけで、そういう聞き方は余り適切ではないのでは……

佐藤（正）委員 いやいや、十分に反省して、二度とそういうことは起こしませんと言っているのかどうかということですね。

委員長 それは言っているんでしょう。

佐藤（正）委員 言わないっちゃ。言ってねっちゃ。担当者を変えるとか、そういうふうな具体的なことがなければ、とてもおさまらないですね、これは。

委員長 いや、担当者を変えるかとかなんかということをご自分で私が事務局に問い合わせるということはちょっとできないですよ、それは。

佐藤（正）委員 この委員会が立ち上げると言ったときに、何度も申し上げますけれども、また井上さんから怒られるかもしれないけれども、一つは、廃対が事務局をやるのがだめだというふうな条件を上げました。それから、廃対がこれまで上げたデータは一から取り直す。その二つを上げました。それで、いつまでもべんべんとやっているようだったら、我々いつでも割って出るよという三つの条件を上げたわけですね、これは。そいつのうちの二つがだめになっているわけですから、もっと残るのはこれしかないわけですよ。三つ目もやめろよということ。

委員長 廃対を事務局から外すかどうかという問題は、この審議委員会では審議できないと思うんですね。審議委員会は、基本的には、いろいろなデータを出してもらって、そして処分場の現状を把握して、どうすればいいかということを検討しているわけで、事務局にはその資料を出してもらうだとか、あるいは、日程の調整をしてもらうだとか、そういうところですので、情報の出し方が悪いだとか、日程の定め方が悪いという点については、これは廃対であろうが、あるいはほかの課であろうが、そういう問題はおきるので、その都度に訂正をしていくというふうなことでいいんじゃないかと思うので、この委員会で事務局を変えるというふうなお話というのは、それは無理だと思わないですか。

佐藤（正）委員 いや、無理だとは思っていますよ。

委員長 思っているんですか。

佐藤（正）委員 いや、こういうことを4年間、5年間やってきた同じ住民蔑視をまた続ける気かということをご自分で犬飼委員長からちゃんと聞いてください。

委員長 事務局は。はい。

事務局 それでは、事務局を代表いたしまして、私、環境生活部の次長の須藤でございますけれども、発言をお許しいただきたいと思えます。

今回の第2回の委員会を設定するに当たって、事務局として不手際があったこと、これにつ

いては間違いのない事実でございますので、改めて心からおわび申し上げたいと思います。ついでには、こういうことが二度と繰り返されないに、私どもとしては本当に心して頑張っけてやっけてまいりたいというふうに考えております。

また、佐藤委員おっしゃるような住民蔑視というような気持ちは全く私ども持っておりません。

佐藤（正）委員 そいつの固まりでないか、あんたたちのやっているのは。

事務局 いや、佐藤委員からそういうふうにお見えになるかもしれませんが、私どもには本当に全くそういう気持ちはございません。できる限り早く処分場からの環境影響というものを少なくして、廃止に向けて一日も早い方向付けをしていただきたいということをこの委員会にお願いしたいという考えでございます。よろしく願いいたします。

委員長 そういうことですので、やはり住民の感情というものもあるでしょうから、その辺も十分汲み上げながら進めていただきたいと思いますし、委員会も進めていきたいというふうに思っています。

2番目の、報告事項2番目の専門部会の検討状況についてということですが、これについては、最初に部会長の井上委員の方から御報告をお願いします。よろしく願いいたします。

井上部会長 それでは、部会長をさせていただいています井上の方から、2回にわたる検討会の中間報告という形でございますけれども、まとめさせていただきました。

なお、今佐藤委員からおっしゃってましたけれども、我々現地を1回だけ見させていただいております。それぞれ、私は個別に、ほかの方は最初の日でしょうけれども、見させていただいて、それから県から出していただきましたデータをもとにして現況がどうあるか、今後どうあるかということ判断させていただいて、その上で、検討すべき課題は何なのか、現状をどういうふうにして認識すればいいかというような判断をさせていただいた次第です。

それでは、中間報告を見ていただきたいと思います。約10分程度で、議論もあるでしょうから、10分程度で報告をしていきたいと思っています。

専門部会の検討事項というのは、この委員会、親委員会ですが、総合対策委員会で検討すべきとされた項目の中で、科学的・技術的事項について検討して、親委員会の方にその検討結果を報告したり、技術的方針を上げたり、提案したりという役割を持っております。そのことはもう一応認めていただいているかと思えます。

検討項目として幾つか上げました。これを検討項目をつくるのは、私の方で今までのいろんな状況を見て、いろんなところで問題点ございまして、その検討を見ながら、状況を見ながら、

どういふことを考えていけばいいかというのを部会長の判断で各委員の皆様の方にあらかじめ検討項目というのを出させていただきました。各委員からそれに対して回答をいただき、その回答を2回の専門委員会にわたって議論をし、最終的にまとめたものでございます。

その検討項目は四つございます。一つは、(1)で示していますが、処分場における環境汚染対策の現状の評価、二つ目が廃棄物の現状把握、どのくらい埋まっているかという現状把握と、周辺環境への影響調査。これは地下水汚染を通してどういふふうに周辺環境が汚染をされているかという現状を見ておく必要があるということからこういふことを決めたものです。三つ目、両括弧の三つ目が処分場のリスク評価というものです。そして、4番目に技術的方針の立案。今後どういふふうな対策をとってあげればいいのかという、大きく言えばその四つの項目でございます。

1、2につきましては、それぞれ四つぐらいずつの検討項目を入れております。1については、いわゆる現状認識、現状評価については、硫化水素発生量の評価、埋立層内でどのくらい発生しているかという評価をする。それから、2番目に覆土による排出防止、覆土がどれくらい役立っているか、役立っていないのか。3番目が浸出水による排水対策評価。浸出水が出ていますが、ほとんど無処理のまま出されています。それに対する評価。そして、有害物質に対する評価です。

2番目は、これも4項目ありまして、廃棄物の現状認識というものです。これは、埋設量が幾らあるのか、埋め立てられている量がどのくらいあるのかという評価。そして、有害物質の検出の原因の把握。これは、どうして、前回の報告で有害物質が出ているということが報告されていましたが、それに対する原因が現状でどのくらいわかるのかということと、存在分布の把握ができるのか。これは今後どういふふうにして把握するのかという課題でございます。先ほど現状でという言い方をしましたけれども、検出原因の把握というのは現状的に見るところですが、存在分布の把握は今後どういふふうにしてその存在分布を、どのくらいあるか、どういふ分布をしているのか、どういふふうにして測ればいいのかというのを提案するというものです。そして、が周辺環境汚染状況、これは1番目の現状の汚染状況把握ということと同じ意味で使われていますというところもあるんですが、地下水流動、特に周辺に対してどういふ影響を与えているかというのを見てあげる、把握する必要があるということでございます。そして、埋立廃棄物層の今後の状況の把握、今後状況をどういふふうにして把握すればいいのかという、そういう項目について各専門委員の方々の御意見を事前に出していただいて、出した意見についてそれぞれ2回の検討委員会の中で議論をいたしましたというものです。

その結果でございますが、2番目の検討状況及び検討結果というところにそれが示してあります。

(1)の現状認識、現状評価というところですが、これでは、まず硫化水素の発生量の評価及び埋立層内での反応評価というところにつきましては、結論から言うと、今後の発生は、異常な発生というのは結論から言えば起こらないだろうというような評価をしております。理由は、ここで全部述べることはできませんが、基本的にはそういう方向だと。内部の温度状況の変化、それから埋め立てられている物の現状の認識の上での評価ですが、そういう評価をしました。一部温度が高いところがあるんです。それから、メタン醗酵が継続しているところがあります。それもわかっておりますが、その上でそういう結論をつけました。

ただし課題があります。ガス濃度等につきましては、本当にそうかどうかというのをきちんと把握しておく必要があるので、今後、発生量のモニタリングをする。ここでは場内を30メートルグリッドではかる方法が、君津市でつくられた君津方式というのがあるんですが、その方法を使いまして硫化水素濃度のモニタリングを行う。30メートル間隔ではかるということにいろいろ議論はあるんですが、現状では土壤汚染防止対策法の方で出されている方法を踏襲して、そういう方法で内部で起こっているガスの反応状況をこれである程度は見れるだろうという評価をしたものです。

なお、降雨時に硫化水素の発生が多くなるという意見が出されておりますので、硫化水素の発生については、過去のデータを整理しますが、今後そのデータの収集の仕方、特に何度も出ています降雨後の発生量の収集の仕方というのに注意を要してモニタリングを行うということでございます。

2番目が覆土による発生防止対策は良かったかどうか。これは、幾つか指摘ございましたが、私、見させていただきました。覆土が厚いところ、薄いところ、いろいろあるというふうにおっしゃってましたけれども、ずっと見ておりました結果、現状ではそれほど大きな問題はない。けれども、雨水なんかで一部流動している、いわゆる表土がえぐられているようなところがありますので、そういうことを引き続ききちんとモニタリングして改修しながら進めていけば、今の段階ではそれほど大きな問題はないだろうというふうに結論をつけました。ただ、覆う土の履歴というんですか、種類、幾つか委員の方から出ていました。いろんな覆土が使われているということがありましたので、その覆土がどういう種類で、どういう履歴で覆土がされているのかということ、その情報を、工事状況をきっちり把握して、それをデータとして、情報として出していただくということになっております。

3番目が硫化水素発生が周辺環境に与える影響についてですが、これはまだ最終的に結論づけているわけではございませんで、硫化水素のモニタリングデータを分析した上で行くと。これは、平成14年度からでしょうか。モニタリングされている結果がずっと、1分データか、30秒データかというのがずっとございます。これを最終的に全データ評価をさせていただき準備を今事務局の方にはお願いしてございます。データというのは全部、全データを出してもらうということになるかとは思いますが、その出し方というのは検討いただくことになりませんが、少なくとも全モニタリングデータを出してもらって評価を行うという方向で進めさせていただきたいというふうに思います。それをしていくというところです。

また、一部嗅覚測定法による総合的な「におい環境」の調査を検討すべきであるということが出ていますので、それは後の方の課題の方で御説明したいと思います。

10分ぐらいと言っていましたけれども、少し時間がなくなってきましたので急ぎます。

ガス状物質に関する評価については、これは今後の動態についてももう少しモニタリングが必要だ。これは、ガス状物質というのは内部に溜まっているガスのモニタリング。中間報告として事務局の方から出されているVOC等ガス状物質のことです。これは引き続き今後も継続して行うことによって評価する必要があるということです。

5番目、浸出水の対策ですが、水収支とそれから現状。BODだけだったですかね、測定されていたものが。それに加えてCODとTOCを加えて、素掘りの池の水収支をとりながら処理水の評価を行うということが決まりました。現状では、その素掘りの池がございまして、その浸透量の把握については田村委員の方が行っている地下水流動調査との中で検討していただくということになっております。

大きな2番目、(2)ですが、最終処分場の埋設廃棄物の現状把握及び周辺環境への影響でございますが、これについては、埋設量調査が非常に大きな課題になります。ここでは、いろんなことを検討した結果、高密度電気探査という手法を使いまして、まず概要的に内部に埋設している廃棄物の分布を調べて、それに合わせてボーリング調査を補完しながら進めていく。現状の技術レベルで一番いい方法はこういう方法だろうと確かめられている方法でございますので、そういう方法を踏襲したいというふうに考えております。

なお、環境省の方の硫化水素安定型最終処分場に対する硫化水素の対策ということで、留意事項として出てきているのが、安易に内部を掘り立てたりいろんなことをする場合に気をつけておかなければならないのは、内部に酸素が導入されて、その結果、内部が一時的にもう一度好気的な醗酵をしてしまうと、そういうことがあったりいたします。場合によってそういうこ

とがありますので、ボーリングをあけたりするときには注意が必要だと。これはもう一般的に認識されているところですので、調査に当たってはどのような方法をとるかというのはかなり慎重に検討しておかなくてはいけないところがございます。そういうことから、間接的な手法を使って、まず非破壊的に調査をして、その上でどういった方法でボーリングを行うかという方法を取りたいということが結論でございます。

第2番目の有害物質分布等の調査というのは、これは、1で行いました方法で大体ボーリングの位置というのが決まります。それに合わせてボーリングのコアを分析するという方法で有害物質の分布調査もあわせて行うということになります。高密度電気探査を使いますと、塩分濃度が高いところというのがほぼ分布が出てまいりますので、その塩分濃度の高いところが出てまいりますので、その塩分濃度の高いところというのは一般に汚染物質も高いというふうに考えられますので、そういう方法からボーリングの位置等を決めていただきますので、そういう方法が一番ベストな方向だろうという考え方でございます。

3番目の地下水流動調査の件ですが、実は、これはもう既にここにいらっしゃる村田委員の方で、「田村委員」の声あり）失礼、田村委員の方から既にいるんな調査計画をつくっていただいて進められているというふうには思いますけれども、内部の地下水流動、それから、外、周辺環境での地下水流動等綿密にやっていただくということになっております。

それから、次の大きな3番ですが、総合対策検討委員会で検討すべきとされた項目、この件は、実はこの親委員会の方に諮って、大きな問題でしたので諮る。それから、検討委員会の技術部会の方だけでは決められないということがございましたので、そういうことで委員から出されたもので、1項目めが住民からのヒアリング調査。これは、現状で処分場からの影響について、症状とか臭いについて住民からのヒアリング調査を行うという提案がなされているということでございます。(2)が視覚・嗅覚的な環境の整備というのが早急に必要だろうと。なるべくそういう環境整備を早く行う必要があるだろうということが提案されたということです。

なお、4番目の今後の検討項目ということですが、これは、今まで言いましたところをまとめて、そして親委員会の方には、先に始めている流動調査は別としまして、こういうことを今後技術部会として進めていきたいということで包括的に技術部会の方にこんなことを検討立案してもよろしいかという確認でございます。

まずその処分場の評価を行うために残された課題に関する調査項目、先ほどガスのモニタリング等のお話をしましたけれども、 に関する事、ガスの濃度、発生量のモニタリング、場内の30メートルグリッドによる調査、それから降雨と硫化水素の発生について。 が覆土に

よるガス発生防止の対策。これは、表面管理、先ほどちょっと言葉を使いませんでしたけれども、覆土表面の管理を行うということと、それを管理を徹底して、修復すべきは修復を行うということ。それから、覆土の履歴。 が周辺生活環境に与える影響。これは、硫化水素のデータの解析、整理を行う。それから、嗅覚測定法による調査の検討。 がガス状物質に関する評価。 が浸出水の対策。水質項目の追加と流量把握。

それから、(2)埋設廃棄物の現状把握と周辺環境への影響の分析、調査分析。これは、埋立廃棄物量の調査、有害物質の分布調査、地下水流動調査のその分析検討を加えて、埋立廃棄物の今後の状況を把握するということです。

(3)最終処分場のリスク評価というのは、これは、ここでリスク評価と簡単に言っていますが、実際にはリスク評価というのはそう簡単なものではございません。日本の場合には、リスク評価を行うツールはまだできておりませんので、今後その部分については専門委員会の中でも検討を行います。

4番目は、今言いましたような総合的な対策を技術部会を出してきましたけれども、立案を今後も廃棄物専門部会で検討を行うというようなことでございます。

以上でございます。済みません、少し長くなってしまいました。

佐藤(正)委員 随分長くなりますね。あの……

委員長 ちょっと待ってください。

ただいま部会長の方から中間的な評価の問題と、それから今後の調査、必要な調査、それからあと追加して新たに調査すべき事項、それらについて検討結果を踏まえて御報告をいただきましたけれども、専門部会の委員の方で補足してお話することありましたら、最初にそれをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

原田委員 30メートルグリッドで硫化水素等の調査をするというお話の中に、私は土壤の温度を測ったらいかがなものかということで提起したと思うんですね。あのときにはやはり採用されたと思っていたんですが、ここにはそのコメントが書いてないんですね。ですから、「等」の中で井上さんが、「など」の中で述べられるのかなと思っていたが、一言も触れられなかったので、温度というのはやはり廃棄物処分場を閉鎖するときの条件ですから、周辺の温度とどう違うか、これははかっておく必要があると思います。ですから、これは採用、採択していただきたいと思います。

委員長 いかがですか。

井上部会長 失礼しました。それをつけ加えるのを失念しておりました。土壤の温度というの

は非常に重要ですので、あわせて加えたいと思います。それは確認されていることと、私は報告の「等」の中で言わなかっただけのことでございます。

委員長 あと、質問の方……。

委員長 じゃあ、質問等。はい、佐藤委員さん。

佐藤（正）委員 先ほど大分興奮しまして、半分しかお話ししなかった。井上委員から中断しろというようなお話があったんですが、我々、1年間にわたって側溝の、これは9工区の方なんですが、9工区の南側の側溝の開渠を、そこでガスが出てくるのを1年間にわたって、定期的に見たわけではないですけれども、ずっと見続けたと。それで、この穴は400ppmだよな、硫化水素、この穴は400ppmだよな。それはずっと1年間にわたって400だったよね。それで、そのそばで、二、三メートルのところに出てくるところは、ここは30だよなというのは、これは何回も岡さんと測りに行って、ここは30なんだと。あそこも30だよと。こういうことなので、30メートルメッシュというか、でやったんでは、そういうふうなところがつながらないだろうと思っています。だから、これはやり直しせざるを得ないと。廃対の出してきたものは、そこはガスが出ないということございまして、家庭の雑排水から出ているガスだということで、我々が廃対に言った次の日には埋めてしまったんですね、そのところ。埋めてしまったんですね。わからなくしてしまった。

ただども、実は一度その前に1年間にわたってはかかっていて、二、三メートル離れたところが30で、ここが400、500ppmだよというのは確認しているわけですね。それは1年間にわたってガス濃度は変わらなかったということなので、30メートルメッシュで間に合うのかなというふうな、いや、もっと細かくしなきゃ本当のところはつかめないだろうと。それで、田村先生からも、ボーリングの7工区の水の高さがおのおの3メートルブライマイ3メートル違うんだよということになれば、これはやはり同じ質の汚染があるとは限らないわけですから、30メートルではつかまえないだろうと思っています。

だから、攪乱しないということは井上部会長が第1回目の委員会でも言われました。それから今も委員長の攪乱しない方向でというふうなお話があったんですが、安定産廃でも、竹の内は安定産廃場だと。それで安定産廃場の報告書には攪乱しないことということになっていると、厚生省の報告書で。だけど、竹の内産廃場というのは安定型なんじゃないかな。ここであれば安定型じゃないよというふうな皆のお話があれば安定型ではないんです。今までずっと廃対に安定型でないべ、安定型でないべというふうな言い方をしてきましたけれども、ガスが出る、汚水は出る。これは安定型っていうふうには我々は見えておりません。不安定型だろうというふ

うに思っているわけですが、攪乱しないとかということではなくて、住民は攪乱しようがしまいが、安心して住みたい方法をやってちょうだいということなわけでございまして、攪乱するからあのままにしておくんだと。爆弾を枕にして寝ているようなものですよ、周辺住民は。そういうことを1時間でも1日でも早くに解消してほしいからこの会があるわけでございまして、攪乱しないというのは通れない。

同時に同じように廃止に向けての検討を総合的に、廃止に向けての対策を総合的に検討する会だということなんだけれども、廃止が頭にあったんじゃだめなんだということは、住民の安心を図る施策が先にあって、結果的に廃止に導かれるならわかるんだけれども、それは逆だと思っています。廃対はどうも廃止に向けた対策を総合的に検討するんだと言っているけれども、住民の立場から言ったら、廃止だろうと延長だろうと、そんなことは関係ない。安心して住めるのか住めないのか、その答えを出してください。その対策をしてくださいということだと思いますので、そのところはこの会もそのところを枕に置いて今後進めていただかなければ、今のような問題がぼこぼこぼこ出てくるだろうというふうに思っております。

それから、具体的な提案となりますけれども、住民の情報に学ぶこと。そういうふうな役所はやらなかったようなことで我々が知っていることがたくさんある。それで、それはホームページをつくってそこにぶら下げるといってこの前お話ししたと思うんですけども、なかなか作業がうまくいっていません。我々が持っている竹の内産廃場の過去の歴史というようなビデオを見ていただくとか、皆さんで。それから、雨の日には、先ほど岡さんが申しあげましたように、雨の日でかぶったときにどこからどういうふうなガスが出ているのかということも長靴を履いて確認していただくと。これもぜひ必要だと、そういうふうに思っております。そのことだけ今のところ申し上げます。

委員長 部会長に対する質疑だと思うんです。一つだけ確認しますが、旧工区ですね。そこでガスが先ほど言われているように出ているというのは、それはどこかということはもう特定できるわけですね。

佐藤（正）委員 わかります。

委員長 たぶん、私は、30メートルグリッドと言ってもそういうことを特定できるというのは可能だと思うんですが、ちょっと部会長。

井上部会長 30メートルグリッドでいいか悪いかということから言えば、厳密に言えば、おっしゃるとおり1メートルとか2メートル離れば、出てる出てないというのは起こってきますので、そういうことは内部の状況を全く正確に押さえるかということ、それは全く正確に押さ

えているわけではありませんと言うことができます。

ただし、大まかに全体からどういうふうにして出てきているかということ調べるためには、まず30メートルグリッドというような方法で全体をどういうふうにしてつかんであげるかというのが大事だ。それで、出ているようなところ、出てないようなところというのをある程度押さえるということが一つ必要になります。そのときに同時に温度を測ります。温度を測ると、内部の反応の状況というのが、1メートル、実際には廃棄物層、上の覆土の層を通してその覆土の下のところの覆土の廃棄物層に当たるところまで小さな穴をあける。そこからガスを取り出すという方法になるんですが、そういう方法を取ることによって、概略の内部の反応状況、硫化水素の発生の状況をまず掴まえますというのが大事になります。

これをやっておかないと、全体を見通すということできない。温度を測るということは、反応速度が反応が高いところ、アクティブなところは全体の温度が高くなって温度は伝わっていきます。そうすると、温度の状況とガスの状況から大体内部の反応状況がどういうふうになっているかというのを大まかに掴むというのが大事だろうと。そういう形で掴まえて、その上で、じゃあ、詳細にやる必要があるところは詳細にやっていくということが出てくる。まずはそこを押さえましょうということになりますということです。第1点はそういうことでございます。

それから、安定型・不安定型という話は、これは法律上の話ですので、そういうことではないことは御理解してください。法律上それが安定型処分場というところでやられた、安定型に分類するところに埋め立てられたと。そういう安定型処分場で問題になっているのは、もう御存じだと思いますけれども、幾つかのところではいろんな硫化水素の発生に関する問題が起きました。特に福岡県の筑紫野市というところでは3人の技術者の方がピットの中に入り込んで亡くなられたと、不幸にもですね。そういうところでいろいろ問題が起こっているのを見ると、どういうことが起こったかというのを全部調べていくと、今言いました、かえって積替えをしたり、そういうことをすることによって実は大きな問題が起こってしまったということが幾つか出ている。それから、ボーリングを掘ると、中に急激に酸素が入って内部の温度を上げるとかいろいろなことが.....

佐藤（正）委員 わかりました。先生のお書きになった厚生省のも、みんなで教科書にして読んでいますので、その解説はいいです。その前に処分場の方を。

井上部会長 はい。で、廃止については、これは廃止が条件だというのは、最終的にはどう廃止するかというものも一つの選択肢だというふうに私どもは受け止めております。ここについ

ては、実は専門部会のところでは議論は現在の段階ではしておりません。現在は、先ほど言いましたように、大きな項目では、現状の認識をどうするか、現状評価をどうするかということと、埋設物の評価をどうするかというのが大きな課題で2回の部会を開きましたということでございます。

その後のお話は、これは全体の話なので、私は意見として言わせていただきますと、住民の情報に学ぶこと、「これは当然でございます。」と私も思います。それから、過去の履歴。雨水については、要するに天候の後にどうやるかという話については提案をさせていただいております。以上です。

委員長 はい、どうぞ。鈴木委員。

鈴木委員 ただいまの中間報告書の1ページに、いわゆるガス等に関して、とりわけ硫化水素ガス等について高濃度のやつはわからないと、こういうふうな報告がなされているわけですが、しかし、現実にはなかなかそういうふうには私たちは思えないと。いつ発生するかわからないという危険にさらされているというのが住民の感情でございます。その証拠に、井上委員自身が、調査、いわゆるボーリング調査に当たっては十分注意する必要があるというふうにおっしゃっているように、やはり埋設されている処分場の内部は相当温度も高いし、やはり既にそういうガス発生の要因を含んでいるということの、やはりそこが、ことをすることが感じているからそういうふうに言われたのかなというふうに思っているわけですよ。

したがって、やはりもちろん調査するためには注意が必要なんだけれども、やはりそういう要素があるというふうなやはり認識で、危険な要素があるんだと、こういうふうな認識はみんなの共通のものであるから、したがってこれはやはりガスが明らかに出ていんだと、発生するんだと。あるいは全く出なくなって、だれもが思っているわけですからね。そのことをやはり前提に、やはりこのものを見るべきであると。したがって、今後は一切、次第に終焉するなんていうことは、ちょっとこれはやはりこういう認識については私は極めて甘い見方であるというふうに思うわけです。

それから、あと、先ほど30メートルグリッドのことについては、これはやはり今現場で常に私たちが雨の中でぶくぶく出ているところについては、もう幾つか見えていますので、そういういったところを加えると、そのグリッドの中にそういったものを、現地で特徴的なものについてはさらに加えると。こういうふうにすれば、やはりもっと現実的なものが結果が出るのではないかというふうに思いますので、それはぜひ加えていただきたいというふうに思っております。

それから、既に県の報告にはあるように、砒素や水銀や鉛などが出ているわけですから、これは、これまでの専門家委員会の話を聞くと、それが外部に出ていくことはないんだと、いうこのような実は議論がなされているかに私は聞いているんですが、それは極めてこれまた変な話で、雨が降れば当然あそこはあふれるわけですから、したがって、すぐそういう有害物質が場外に出るとするのはだれが見たってこれはやはり明らかじゃないかというふうに思いますので、この辺の特性物質のやはり処理というものについてはどうなっていくのか、この辺についても積極的にやはり取り組んでいく必要があるというふうに思います。以上です。

井上部会長 最初のガス発生状況が終焉に向かっているということについてですけれども、これは、全体的には、特に一番激しいときは、平成14年ぐらいですか。平成13年から14年にかけてでしょうか。そのころに比べれば、高濃度で発生しているという状況はかなり減ってきているということを言っているわけです。今後ああいった濃度になるようなことは、今のよう状況であればそんなに起きないだろうと。ただし、寝ている子を起すではないんですけれども、むやみやたらに攪拌をしたりいろんなことをすれば、当然ながら、例えば中に木のチップとかいろんなものが入ったりしている場合には、そういうものがまた酸化されてしまうというような状況も出てきてしまう。そういうことから注意をする必要はありますよと。ただし、今言いましたように、かなりの濃度の高濃度の部分については、もうそんなに大きな発生量というのは、過去に起こったような不幸な事態というのは、そこまでは来ないだろうという、そういう表現ですので、そこは御理解をください。前と同じ状況は出てこなくて、相当段々下がってはきていますよということでございます。

グリッドにつきましては、これは御相談ください。点数を増やしてむやみやたらと時間をかけるというよりは、なるべく簡単にやれて、時間をどのぐらいでやれるかということを含めて、どんな本数でやればいいのかというのを御相談しましょう。それでよろしいですよ。以上です。

それから、水の動きについては……。

田村委員 外に出て行かないはずはないというお話なんですが、今までの観測、地下水の観測で申しますと、地下水を2階建てというふうにちょっとお考えください。浅いごみを含んだ層、それから、それとほぼ同じ深さに川の近くのところにある軟弱な砂泥、それと下の基盤の岩石ですね。今までのところの観測から私が掴んでおります全体像は、基盤の方から地表に向けて地下水がゆっくりとでありますか押しているように見えます。したがって、汚染された廃棄物と接触している地下水、浅いところの地下水が、軟弱な砂泥のところと行き来していることは事実だと思いますけれども、それが下の20メートルよりも深いようなところの基盤の岩石の

方にある地下水に浸透していっているようには今のところ掴んでおりません。それは、基盤の方の地下水での水質の分析からも支持されると思います。

問題は、その浅いところの地下水は川の水とつながっておりますから、川を通して、川に流出するということがないかということだと思います。現在は川の水位は高いです。せきとめてありますので。川の方から逆に汚染層の方に水が流れ込んでいく状況は掴んでおります。ですから、処分場から出てくるのではなく、処分場の中に水が入り込んでいくような状況に浅いところの地下水ではあります。

それから、12月にでしたか、昨年冬、河川の水位が低いときですが、相対的に低いときですが、そのときに河川のすぐ脇、土手のすぐ下のところでもって、浅いところの地下水の流れの向きの調査をいたしました。非常に遅くて、その測定限界ぎりぎりのところなんではあるんですが、やはり北北東、ですから川の方に向かって非常にゆっくりした流れが観測されています。

そういうことで、その水質はまだ特に問題はないんですが、これからあり得るとすれば、汚染が拡散することがもしあり得るとすれば、その廃棄物と接触した水がその浅い方を通して、そして河川の水位の低いときに出ていくことはあり得ると思いますが、地下水の流れというのは、地表での水、我々が見ている地表での水の流れと比べて、2桁も3桁も遅い、つまり土のすき間をゆっくりと動いていくわけですので、非常に抵抗が大きいものですから、非常にゆっくりしたものですので、あるとしても非常に遅いものであろうと。それよりも、むしろあり得るのは、地表水、地表を通過して、地表を通過して流出することで出ていくとすれば、その汚染された水、それが問題であろうと思うんです。現在のところ、上流の方に池をつくって処理しておりますね。あの辺の系統、それからそこからの出てくる水が外に出ていくときに汚染されているかどうかのモニタリングができていれば、当面はその処分場外へ汚染が水を通して急速に広がるということはないと掴んでおります。なお、これはさらに確認しなければいけないので、そこに書いておりますように、今日実は午前中は村田第二中学校に行ってまいったんですが、あそこにさらに地下水の観測のためのボーリングを行う予定であります。

鈴木委員 地下水の動きについては、田村先生の研究というか、調査によればそういうことだと。しかし、地表に出る部分については、これはやはり極めて危険な要素はまだまだあるというように私は思っているんですね。これは、明らかに下から下の水がずっと上がってきてあふれるわけですから、これはやはり循環すれば当然そういったことがあり得るわけなんで、したがって有害物質が外に流れるということは絶対これはあるというふうに私は思うんですね。

その辺のところについてはやはり、じゃあ、どう処理するのかというところまできちんとこれはやはり整理をしていただきたい。

佐藤（正）委員 続けてなんですが、地下水、非常にゆっくりだというお話があって、まだ大丈夫だろうというようなお話なんですが、ゆっくりだから困るんですね、これは。全くそのとおりなんですよ。孫子の代に何でこんなふうはこの辺おかしくなったのということになるわけで、それはゆっくりだからいいんだというのは我々の、田村先生も私も余命幾ばくもない。幾ばくもないところで判断してもらっては困るよということでございます。

それから、実は今の地形を、井上先生もそうでしょうけれども、皆さん御存じない。昔の地形ですね。今の地形の高さというのは、昔の田んぼを埋め立てたんですけれども、そこから4メートルも上だよ。それで、昔ののり面があったわけですが、その昔の田んぼの位置、昔の（ピーエル？）というか、その下でどンドンどンドン47.5度とかというようなことで、硫化水素をはかれば1,600とかというふうな水が出ていたわけですので、これは場外に出ていませんなどおっしゃるんだったら、やはりあのときのビデオを田村先生にとっくり見ていただかなければならないというふうに思っております。まだ終わってません。

それから、水位が高くなったときに川の水が井戸まで行くよ。それで、水位が低くなったら、非常にゆっくりだけれどもこっちに来るよというお話なんですが、そのときに処分場の水位とその井戸の水位と川の水の水位と同じになればゆっくりになるし、川が低くなりゃ速くなるのは当たり前だなというふうに今思って聞いていたんです。

それから、もう一つ、鉛汚染なんですが、この間田村先生から土地由来のものではないかというようなお話を聞きました。それで、役所の役人たちも土地由来のものでないかということ、先生の言ったのをいいことにあちこちで言いふらしているようでございます。それで、対象を場外に求めて、そこで、「鉛こうなんだよな。だから、ここは土地由来のものだよな」と言っていたかぎりには我々納得できません、それは。それで、そういうことを言うと、そっちの連中は鬼の首を取ったみたいにして、ほら、これは処分場の汚染じゃないんだというふうな言い方をするわけですが、対象をきちっとって、何キ口離れたところでこうなんだぞと、だからこれは昔から汚れていたんだよなというふうな言い方をしていただかないと、それはやはり口実を与えてしまうことになると思うんですね。非常にまずい。それはまずいと思っています。

田村委員 先ほど私申し上げた地下水を通しての流出は、今私どもが観測したのはそんなに長い期間ではありませんけれども、そこから見る限りでは非常に考えにくいということを申し上げ

げたわけです。

しかし、地表を通過して雨のときにもしあふれていくなれば、それはあるのかなという気がいたします。

河川の水位が低いときに、どんどん下がればというんですが、ごらんになっていただければ、そこら辺は河川の水位の方が周辺の水田と同じか、それよりも高いような状況で、いわゆる天井川の状況です。そういうことを勘案いたしまして、少なくともどんどん出ていくような状況には今ないということは考えていただいているのではないかとこのように思います。だからそれですべて問題解決ということではございませんけれども、川の水が流れるぐらいの速さでもって処分場のある谷から周囲に向かって水がどんどん流れ出すというような状況ではない。

ですから、汚れた水はあの中はかなりまだ閉じ込められているということが実態に近いのではないかと。閉じ込めたものをどうするかということはいろいろございますけれども、そういうことではないかとこのように思っております、今までの観測に基づいて。

それから、基盤岩の中に鉛がかなりあるということは、これも実は私自分で測ったことではございませんで、そういうことを気にして調べていらっしゃる方がありまして、そういう方の情報として伝聞として伝えたわけです。ですから、仙台の近辺とか書かれたところを点々と、それから現在の仙台湾の底とか、そういうところでの観測例があるようですが、まだ公式に論文等の形で公表されているデータではないようです。ですから、しかしそういうこともあり得るということとしてお考えいただければよいかと思います。

委員長 あと、質疑一任してもらって、あと、最終的には……、ちょっと待ってください。最終的には、追加の調査項目等ありますので、それを検討するに当たって、もう少しまた議論いただきたいというふうに思います。

岡委員、もう一つ。

岡委員 はい、岡です。

今田村先生から言われたように、どうもそこら辺、私はしっくり納得できないんだね。処分場が三方を山に囲まれているわけですね。かなり雨が降ると全部あそこに流れてくる。それが今度はずっと地下の中に入って、それがずっと出口の方へ出てくるんじゃないかという感じが私はずっとしているんだよね。だから、それは地下の基盤の下の地下水からは押し上げられているというけれども、その上の2階建て部分のところは、やはりそこにたまっていったらどんどんどんどん押し流されてくるというように私らは理解せざるを得ないんだけれどもね。

田村委員 なかなか出ていきにくいからもともと湿地であったと。ですよね。泥炭地だったと

ということだと思います。ですから、全く出ていかなければ、どんどん水位も上がってしまいますから、蒸発がかなりあると思いますけれども、出ていきにくい状況は昔からずっと変わらずに今も続いているものだろうというふうに思います。

佐藤（正）委員 逆ってということもあるね。入りやすいからいつまでもたまっているんだよ。

田村委員 それはもちろんあります。

佐藤（正）委員 だから、動いてはいたわけですよ。

田村委員 入りやすい出ていきにくい。

佐藤（正）委員 いやいや、入りやすいから出やすいんです。

田村委員 それは私一番気にするところです。ですから、河川水との交換といいましょうか、それがどのくらいあるかないか。これはきちんと調べなければいけないことだろうと思っています。

委員長 報告書の2ページの一番下の方ですけれども、……。

中間報告書の2ページの下の方を見ていただきたい。のところの地下水流動状況調査ということで、「今後とも処分場における水収支を把握することとした」というふうになっております。そして、梅雨期に実施する必要があるということで、今やらないと、また来年まで待たなくちゃいけないということで、それについては私の方に相談がありましたので、すぐに実施をお願いしているところです。

そういうことで、今のような問題はもっと調査をして検討するというでいいんだろうというふうに思いますが、今はあくまでも一つの現時点における報告であるということです。

岡委員 さっき井上部会長からも言われたように、いわゆる当時出た2万8,000ppmとか、そんな高濃度な硫化水素は今出ていないです。これは事実出ていないです。ただ、私たち住民として心配しているのは、出ていないけれども臭いはしているということでしょう。それで、特に古い工区の方、ナンバー3のボーリングをやったときに、あそこにガスが吹き出して作業員が全部避難したんですよね、一時。そのときは恐らくメタンガスと硫化水素ガスも含まれていたと思うんです。しばらくしてガスが抜けたんで、また作業に入ったんですけれども、その旧工区の方が、県の方はもうほとんど硫化水素の発生はないというような言い方しているんですけれども、私繰り返し言っているんですけれども、大雨のときに一番冠水しやすいです、排水が悪いからね。そこに入ってみると、井上部会長にも言ったけれども、この写真ね。硫化水素が出ているやつ。これはあらゆるところから出ているんです、このように。恐らくメタンガスも含まれていると思うんですけれども、さっき佐藤さんが言ったように、側溝の底のあら

ゆるところからです。わかります、これは。と言うような状況なんで、決して旧工区も沈静化はしていない。しかも、あそこはもう5年ぐらいずっと動かさないでそのまま固めたままなんですね。それが出てきているということですから、かなりの中で圧力が加わっているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、住民は、そういうことを見て、やはりあそこに何か埋まっているんじゃないかと、心配だと、これは有害、安定5品目以外かなり入っているんじゃないかということでも心配するから、ああいう状況を目で見てね。だから、そういうところに答えられるような調査をしないとだめだということなんですよ。

委員長 いいですね。

井上部会長 はい。一言付け加えて言うと、その件はもうそのとおりですので、先ほども言ったグリッドにつきまして、通常の日と、それから雨の日、あるいは雨の後の調査とか、そういうことをあわせて、今県の方も含めてですけれども、ちゃんとやるようにしていただきたいというふうに思います。当然ながら、それをやるときには、きちんとビデオを撮って、はっきり証拠が残るようにやっていただきたいというふうに思います。

もう1点、先ほどの鉛の件も含めてなんですが、実は有害物質の調査、埋設調査ということで電探をやります。電探をやって、内部の塩分濃度の違いを調べ、高濃度のところは当然ながら汚染をされている可能性が高いところが出てきます。ということから、ある程度予想をつけながら、そこを目標にボーリングを掘るというようなことをやっていきますので、そういう方法で内部の有害物質の分布調査を行う。

それから、電探の目的はもう一つありまして、塩分濃度が高く当然それが広がっているのが見えます。外に出ていけば、高密度電探をやることによって、どういうふうに汚染状況が敷地から出ているかということもわかりますので、あわせてそういうところを調査していけば、先ほど言ったような問題、どこまで広がっているかというようなことも見えるというふうに思います。以上です。

#### 4. 協議事項

委員長 それでは、次第の4番の協議事項に入らせていただきます。

最初に、(1)ですが、処分場埋設廃棄物の現状把握及び周辺環境への影響調査の実施についてということです。具体的には、報告書の2ページの(2)の 埋立廃棄物量の調査、 の有機物質分布等調査、 の地下水流動状況調査というもの、それから3ページの4の今後の検

討項目ですか。検討項目の4の(1)の 、 、 、 に書いてあるその調査を行うと言って、それで現状把握と、それから評価等について専門部会の方に検討してもらおうということですが、これについては、先ほど言われたような温度の問題だとか、それから、あと30メートルグリッドという問題についても、典型的なところについてはそれにこだわらずに、調査点というか、それを増やすということを前提にして、調査を行うということについてはこの委員会で了解したいと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

じゃあ、了解ということで。(「どんどん進めてくださいとのことですね。」の声あり)

では、何か特に専門部会から。

井上部会長 いや、つけ加えることはございません。専門部会の方でこういうことを検討して、先ほど言いましたように、温度とか幾つかの点が抜けていたり、ポイントについてもう少し考慮してほしいということがありましたので、そこは住民の方と相談をさせていただいて、効率のいいポイントの決め方をさせていただきたいというふうに思います。

佐藤(正)委員 今資料を見ていなかったんで、後で出てくるのかどうか分かりませんが、3月ごろから焼却炉のダイオキシンのことを言っていて、砒素だから煙突の中に残っている得体の知れない化学物質。それで、あたまで、調査機関では、そうだからちゃんとわかしてもらいなさいというような話だったんですね。それで、それが手がついていない。そういうふうな手をつけられるものからどンドンどンドンとやっていたかかないと、やはりこれは廃棄してしましましょうと、煙突残りましたねというふうなことになりかねないということで、やれるところはやっていたかかないとだめだと。

それで、差し当たりダイオキシン、焼却炉の中のダイオキシンどうなの、それから砒素汚染はどうなのということをここでも至急の方に入れていただかなければならないだろうというふうに思っております。

委員長 焼却炉から出ているダイオキシンの問題については、ちょっと事務局の方から対応を御説明いただきます。

事務局 先日行いました調査で、焼却炉の周辺でかなり濃度の高いダイオキシンが検出されたということを踏まえまして、その汚染範囲を特定するための調査をできるだけ早く実施したいと思っております。この委員会で、今話題になっております電気探査による埋設量の把握調査とか、こういったことの御承認がいただければ、その調査とあわせて実施をしたいということで今準備を進めているところでございます。

佐藤(正)委員 砒素はどうなるんですか。

事務局 焼却炉に付着している粉末については、ある程度の調査をやりました。これは定性的な調査でしたけれども、間違いなく砒素が入っているのかどうかといったところまでの確認は実はできませんでした。したがって、これについては改めて詳細な調査をできるだけ早くやりたいというふうに考えておりました、今準備を進めているところでございます。

委員長 それで、井上部会長、これ、この追加調査をして、時間的な問題、これはどういうふうに理解すればよいでしょうか。

井上部会長 時間的な問題については、まだきちんと協議をしていないんです。で、調査項目をここで承認を、こういう形で承認をしていただければ、その上で日程等を決めて、大体いつぐらいまでにそれが終了するかという恐らくことになるかと思えます。その上で次の部会をいつ開くかというようなことになると思うんですけども、今の段階では、そういう事態で、調査項目をここでまずこの調査内容を承認していただくというのが大きな問題でしたものですから、時期日程等については定めておりません。

委員長 じゃあ、きょう、今承認した事項につきましては、できるだけ早く調査と御検討をお願いしたいと思います。

それから、協議事項(2)の総合対策検討委員会で検討が必要とされた事項、つまりこれは調査をするかどうか検討が必要とされた事項というものですけれども、これは、先ほどの資料の3ページですか。3ページの算用数字の3に書いてある(1)、(2)です。住民からのヒアリング調査(症状・臭気等)の実施、それから、2番目に処分場の視覚・嗅覚的環境の整備(植栽等)ということです。

それで、(1)が非常に何か難しいのかなと思うんですが、どうやるかだとか、だれがやるか、いつやるか、方法、あとはその聞き取りをした、これは症状ということも聞くということになっておりますので、聞いた人の個人情報になりますので、そういう問題等についても少し考えなくちゃいけないということで、少し難しい問題であろうと思いますが、処分場からの影響、症状、においについては住民からのヒアリング調査の提案が専門部会であったということですが、総合対策検討委員会で検討されるべき事項であるということですので、ここで検討したいと思います。いかがでしょうか。

このヒアリング調査の例えば項目なんていうのはどんなものがあるかだとか、そういうものについては専門部会では議論になったんでしょうか。

井上部会長 具体的にはこういう症状とかということについての検討は出されていません。済みません。聞こえませんでしたか。もう一回言わなくちゃいけないですか。

具体的に項目を上げて一つ一つ言ったわけで、出されたわけではなくて、こんなことを今後  
も、症状とか、においとか、いわゆる生活環境に関する調査とか、それから健康状態に関する  
調査みたいなものが必要ではないだろうかという御意見が出された。専門部会そのもので検討  
するという内容以上のものを含んでいますので、それで総合対策検討委員会の方に回した方が  
いいだろうということになっています。

委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ですから、住民に率直にとにかく生活環境について、通常そういった臭気等につい  
てどのように感じているか、具体的に例えば、鼻水が出るとか、のどが痛いとか、あと、私な  
んかも鼻毛がよく伸びるんですね。いろんな症状があるんですよ。あと、頭が痛い。あと、私  
の孫なんかは、本当にずっとここは中学校の付近に住んでいるんですが、やはりしょっちゅう  
風邪を引いていますね、やはりね。これは、病院に行っても何が原因なんて言わない。やはり  
それは私はやはりガスがやはりかなり左右している。私の個人的なあれですよ。というふうに  
私は実はとらえているんですけども、そういう症状がいっぱいありますので、やはり住民の  
遠慮ないように、いろんな換言しないで、率直にやはり聞いていただくと。そういう場をつく  
っていただきたいというふうに考えております。

それで、保健所もこれまで健康調査なんていうことで実は仙南保健所もやってきて、私行っ  
たことあるんですけども、夜、車の中にガスがやはりたまっているんですね。それで車をあ  
けるとふっとにおいがするんですね。そういう訴えがありました。そういうことをお話しした  
らば、「いや、それは、夜車の窓をあければいいんですよ」なんて言われて、そういう問題じ  
ゃないと。どうしてそういうガスがやはり蔓延しておって生活が苦しいんだよということと言  
っているのに対して、車をあけておけばいいんだなんて、窓をあけておけばいいんだなんてい  
う答えではちょっと困るわけなんですね。そういうことじゃなくて、やはり率直にこの環境の  
中で暮らしている住民の気持ちというか、そういったことについてやはりつかんでいただきた  
いというふうに思います。（「関連で」の声あり）

佐藤（正）委員 以前に随分問題になった県の調査があつて、その前に住民側も調査している  
わけですね。それで、結論的にはやや同じようなことをあの当時言っていたと思うんです。佐  
藤委員御存じだとは思いますが、やや同じことを言っていると。設問に対して我々随  
分文句を言いましたけれども、結果的には同じようなことなので、そのことを委員の先生たち  
もう一回学習、もう一回お読みいただいて、両方の報告書をですね。それで、それを読んでい  
ただいた上でということが一番必要なのかなと。それから、カエル捕まえて染色体調べた方が

いいんでないのというふうな、本当はノネズミですか。ノネズミいなかったりして、そっちの方が本当は具体的にはあるんだろうと。

御存じのように、におい全然ないんだと言っている人たちも大勢いまして、半分半分というような状況もあるわけですね。だから、ヒアリングで果たしてどこまでつかめるのだろうかというふうなはないとは思いますが。だから、以前にやったのをもう一回読んでいただいて、日を当てていただくと。その中から方向を選んでいただくのが一番いいのかなと、そんなことでいかがですか。やや同じような中身になっているね、あれは。言っていることは。だと思いました。(「ちょっといいですか」の声あり)

岡委員 ガスモニタリング、これは、今のやつはいいです。モニタリングの問題で……

佐藤(洋)委員 ちょっとヒアリングの問題をちょっと。

委員長 じゃ、お願いします。

このヒアリングの中においと症状というのがあるものですから、私、症状というのにちょっと非常に気になったんですよ。症状という以上は、やはりかなり専門的な知識に基づいてヒアリングしないと、一定のものが得られないのではないかと。しかも、よく医学的知識のある人が聞かないと言えないんじゃないか。頭が痛いとか、その程度であれば、ヒアリングというよりは、何かアンケート調査をすればいいのかなというような感じがしたりしまして、ここで言うのは、私、ちょっと何か大がかりだとすれば、これは簡単ではないかなと思ったものですから。

佐藤(洋)委員 佐藤でございますけれども、今佐藤委員の方から、御指名というか、話をせよということだろうと思うんで、以前やった調査についてちょっと申し上げたいと思います。2年半ぐらい前でしょうかね、健康調査をしたいという県の意向もあって、そのデザインを若干考えさせていただいて調査したわけです。

今委員長からも、症状というのは難しいんじゃないかというお話もあったと思いますけれども、THIという、東大式健康調査というんですか。ある程度確立された方法で、これは別の硫化水素が問題になったところでも使われた調査なんですけれども、それを用いて調査させていただいたわけです。

たしかガスの発生した時期が非常に強かったころと、それと何か調査時点だったと思いますけれども、その比較というようなことで結果を出したんだと思いますね。で、その結果というのは、ガスがたくさん出ていた頃は、いろんな症状の組合せから考えてみて、硫化水素が原因でこういう症状があったと考えるのが妥当であると。ただ、私どもは曝露のデータを持ってお

りませんので、そのころ、例えば佐藤さんたちが硫化水素を実際に吸っていたというそれ自身の科学的根拠はなかったわけです、残念ながら。硫化水素は発生していたというのは当然あるんでしょうけれども、そこで出した結論は、その当時、いろんな人たちが硫化水素の影響と考えてもおかしくない症状をたくさん出していたと。だから、その当時そういう影響があったのは科学的に考えられることであると、そういう結論を私どもは出したわけです。

それは2年半ぐらい前の調査で、冬に調査をやって春に御報告に伺ったように私覚えているところですけども。（「6ヶ月かかった」の声あり）6カ月ですか。そんなかかったんでしょうかね。まあ、そういうことです。ですから、その時に私どもが言った結論というのは、そういう科学的に考えると硫化水素であると考えることが妥当であろうということです。

それから、もう一つ、症状の調査というのは、結局そのときのことから考えると、今の現状を調査するとして、それを評価するというのは、やはりちょっと難しいところが私はあると思いますね。それはなぜかというと、やはり曝露評価ができないからだと思うんですよ。症状があるとかないとか、それは調査することはできると思います。それを聞き取りで、ある一定のフォーマットでこの間やったような形でできると思うんですけども、その原因が何であるかということは、周辺状況を決めてやらないと難しいんですね。それともう一つは、あのときは村田の方、産廃の近くの方の現在と過去を比較するから、過去はそうだったということを書いたわけですけども、今、じゃあ、現在どういうことかと、どこと比べるかという、そういう話が当然出てくると思います。村田の方だけやったんでは、今の我々の科学的な方法では、疫学の方法では何とも評価のしようがないんですよ。ですから、例えば汚染の全くないと考えられるところ、それがあのかどうかわかりませんが、そういうところでやった調査と比べるとか、あるいは、ある程度何かあるということがわかっているところと比べるとか、何かその対照になるところを選ばないと、恐らく評価は難しいんだろうというふうに思います。

調査そのものは、症状聞き取り調査そのものはそんなに難しくは、委員長心配なさるほど難しくはないと思いますけれども、その評価をめぐるにはそういう難しさは私は残ると思います。以上です。

委員長 その前にやったというのがTHIという方法でしょうか。今回またこういうヒアリングをやるとすれば、同様のテストということになるんでしょうか。

佐藤（洋）委員 ヒアリングというのは、ちょっとどういうイメージなのか、私も専門部会出ておりませんのでわかりませんが、ヒアリングということになるとちょっと違うと思います。THIというのは基本的には自記式なので、調査対象者の方にお渡しして書いてい

ただくということですので、それで補足して何かお話を伺うということではできるのかもしれませんが、せんけれども。この間、何か補足的な質問したんでしたっけ。あれは多分、調査用紙を配って、それを返していただいただけですよ。

佐藤（正）委員　そうです。そこで一悶着あったというだけのことですよ。

鈴木委員　結局あれですよ、哲学書の話とか、そういうあれまで、宗教書を読んでいるかとか、金持ちをうらやましいと思うかなんてというのは、普通に言ったら性格調査だろうと、これはね。やはり臭気をどう感じているかという問題に関して、あれは、健康調査という場合に、そういう項目は、科学的にこうなんだと言われればそれまでだけれども、そういうことはどうなのかなというふうに、あのおき私は相当実はこれはプライバシーの侵害に入る問題だと。哲学書を読んでいようと、宗教書を読んでいようと、そんなことは関係ないはずだということですよ。ですから、そういう項目は外してもらいたいと。

佐藤（洋）委員　においをどう感じているかという話であればおっしゃるとおりだと思います。ただ、あれはいろんな例えば健康調査で一応決まった方法ですので、使う人というか、つくった人たちにとってみるとあの方法でやってくださいという要求があるわけです。多分そういうことで全部お答えいただいたんだと思いますけれども。別に何か別な調査をするつもりであれを入れているわけではありません。もともとのものに入っています。

佐藤（正）委員　THIの前に、実は守る会がやっているわけですね。それをお読みいただいたと思うんですが。

佐藤（洋）委員　角田先生がやられたやつですか。

佐藤（正）委員　そのことを、その二つを専門委員の皆さんにはもう一回読んでいただいて、そこでこういうふうな方法をというふうなことを考えていただければ一番いいのかなと思います。

それで、今硫化水素どうのこうのといっても、もとに戻ったよなというふうな話をよく聞きます。においに関して。それは覆土に泥炭を強行して使ったからだよなというふうな思いはあるんですけども、もとに戻ったよというふうな話はきのうおととい聞きました。でも、それほどではなかつぱというふうなのはありまして、むしろ複合汚染というか、そっちの方が問題なんだろうと思ってきているわけですね。そっちの方につかまえていないにおいガスなり何かあるんじゃないかと。

我々は今中に入るのはかなりやっぱり厳しい。行きたくないというふうな気持ちの方が先に立ちますね。皆さんもそうだと思うんですけども、だから、そっちの方から大きな袋でもう

一回掴まえていただけるといふような方法があれば一番いいなとは思っております。

委員長 そっちの方から大きくつかまえるというのは、大体具体的にどういうことをイメージされているかちょっと。

佐藤（正）委員 今までは、THIにしる、角田先生にお願いしてやったのにしる、硫化水素の影響をということで目的があったわけですね。今回は、ガス状物質というなお話があったんですけども、そっちの方まで視野に入れた、要するに硫化水素だけに絞った調査ではそんな結果はでないのではないだろうとかいふふうに思っているわけですね。

委員長 それで、調査の方法はどんなことを考えられていますか。ヒアリングですか。それともアンケートですか。

佐藤（正）委員 それは専門家の佐藤先生に、金持ちうらやましいかでない設問のやつを選んでいただいて。

委員長 ヒアリングというの、私ちょっと気になっているんです。やはりヒアリングというのは難しいですよ、結構ね。人から事情を聞くというのは、法律相談を受ける時だってなかなか難しいので、よくよく聞かないとわからないわけで、症状も多分同じなのかなという感じがしております。特に今のような何が原因かというところまで頭に入れて聞くということになると、やはり相当専門的な人が聞かなくちゃいけないのかなというような感じがして、それは可能なんだろうかなというようなことが気になっているものですから、ちょっとお聞きをしたんですけども、特にヒアリングでなくてもいいということであれば、何か別な方法があるのかも含めて、もうちょっと時間をかけて考えていただくということにしますか。あるいは住民の委員の方から何か提案があれば出していただいてもいいと思いますが。

佐藤委員、これは何か、一度やったわけですけども、それに加えて、もっと意味のあるアンケート調査といったようなものがあるかどうかということは考えられるでしょうか。

先ほど、疫学的なもの以外に、直接それが原因の症状かどうかというのは、確かにマクロだとかそういう問題がはっきりしないと難しい問題かなとは思いますが、何かいい方法があるかどうかということですが。

佐藤（洋）委員 方法があるかというふうに質問されれば、ありますという答えになるんですけども、それは幾つかあるわけなんですね。今例えば申し上げたようなアンケート調査というのはあるわけなんですね。それから、もっと気の長い時間のことを考えれば、ずっと観察し続けていくということも当然あるわけです。ただし、結果が出るのに30年かかるとかということになりますので、それは多分余命幾ばくもない方は満足なさらないでしょうし、私も多分

残っているかどうかわかりませんので、ですから、やはりもし何か時間がかからない方法で考えると、アンケート、健康に関するアンケート調査みたいなものになるざるを得ないんだろうというふうに思います。

ただ、T H I を持ち出すとまた御批判があるのかもしれませんが、それから、先ほど申し上げたように、そういう健康調査というのは、対照になるところを慎重に選ばないといけないということで、例えば村田の方々を調査させていただいて、例えば後遺症でも多いとか少ないとかという話になったとしても、それをどこどう比べて、だからどうなんだという、その部分が結構難しいんだろうと、そういうふうに私思います。方法はありますけれども、実現は結構難しいかもしれません。健康調査ということはですね。

委員長 じゃあ、当面これちょっと継続ということになると、何か終わりがなくなるみたいなんですね。住民の方から、むしろ住民の委員方から、こういうことをしたらいいんじゃないかみたいなのを具体的にあるいは出していただければと思いますし、それこそ一人一人、何か住民で何か考えたものを、これはこういう委員会で公表するという前提で、そういうものを出してもらおうというようなことも一つの考え方だと思いますので、ちょっと検討をむしろ住民の委員の方をお願いをしたいと思います。

それから、2番目の処分場の視覚・嗅覚的環境の整備（植栽等）ですけれども、処分場の影響を緩和・改善するため、視覚的、嗅覚的な環境整備の提案があり、総合対策検討委員会で検討されるべき事項として報告するというので、これは、具体的には、何か植物を植えて花を咲かせてきれいにしたりするだとか、あるいはその植物のラベンダーのようなおいで硫化水素のおいを消すと言ったらおかしいけれども、そういうふうなことを言われているのかなと、思っているんですが、これもちょっと今言えるのは、いろんな調査をする上でむしろ問題になるのではないかなというふうな感じがしているんですが、これはいかがですか。専門部会ではどういう議論だったでしょうか。

岡田委員 今影響を受けておられる住民の方のできるだけ負担、影響を軽くするために、処分場は、やはりダーティなイメージがありますので、例えば花畑にするとか、においがあるそういうもの、例えば今言われたようなスイセンからラベンダーからユリとかを植えることによって、見る目、においの面において緩和される可能性があるんじゃないかというようなことでちょっと御提案したわけでございます。跡地利用はまた別の問題であると思いますが、大分イメージからして、やはり負担がかなり軽くなるように私は思っております。

委員長 住民の委員の御意見いかがでしょうか。

佐藤（正）委員 これは、廃対の主張も同じなんですが、この前まで業者に措置命令をしていたのは、亀裂を見つけなさい。亀裂があったらそれをふさぐようにしなさいというような指導をしていたわけです。それで、ラベンダーは少し先のことなんだろうと。差し当たりは、亀裂がすぐ見つかるような草の管理とか、そういったものをまだまだ今はそっちの方が必要なんだろうなというふうに思っています。

委員長 植物によって例えば硫化水素を吸収するというか、そういう植物だとか、あるいはにおいを吸着しちゃうというふうな、そういう植物だとか、そういうものはあるのかどうかおわかりですか。

井上部会長 植物を通しちゃうと、空気を通すとかなり落ちるというのはあります。

それは、ただ中で発生しているということとは関係なく起こるわけですから、そんなことで住民の方が安心されるということとは違うんでしょうと。

岡委員 そうですね。硫化水素ガスが出ているところは植物は生えないんじゃないですか。

井上部会長 現に生えているじゃないですか。

岡委員 いやいや、泡が出ているところは大体生えていないですよ。

メタンガスかどうかわかんないけど、私は……

井上部会長 植物が生えるかどうかというのは、そういう問題よりも、どうも固さなんですね。固く転圧をしているところはなかなか生えないんですよ。

岡委員 傾斜地でも、比較的におうところは生えていないんですよね。だから私はガスの関係かなと思って。

井上部会長 それもあるかもしれません。よく観察していただくとわかると思いますけれども、重機で通って転圧をしているところというのは草が生えなくなってしまう。一般的にはそういうことが起こってしまうんですね。それで、実際には植生を植えるときには、上に客土をして転圧をしないというものをつけてやってしまう。現にヤナギが生えているところというのは、あそこは転圧をしていない。ぐちゃぐちゃにヤナギが生えていますけれども、あそこの部分はほとんど転圧をしていないから、一気にヤナギが入り込んだということなんですよ。

ただし、硫化水素が本当に発生しているかどうかという話については、まだちょっとそこは少し何とも言えないところです。

鈴木委員 それで、今の植生の話は、やはりどうあそこの対策をとるのかということに関係すると思うんです。確かに植栽すれば少しは環境もよくなるかもしれない。見た感じはね。しかし、カモフラージュしたんではないかと思うんですね、問題の本質をね。そういう裏面の面

もあるので、やはりそこはきちっとしてもらいたいということだと思います。

委員長 じゃあ、いずれ先ほどの調査項目、調査を待ってこれは考えると、こういうふうにしたいと思います。いいですか。(「1点よろしいですか」の声あり)はい。

井上部会長 皆さんがカモフラージュというのがわかっていれば、ある程度ちゃんと皆さん了解の上で、これはカモフラージュだよと。だけど、いろんな症状を若干でも和らげることができれば、そういう方法でも少しはいいかというふうには思うんです。ただし、それが本質であったら困るということですね。

佐藤(正)委員 多分岡田先生の優しさから出た問題だろうと理解はするんですけども、また優しさというか、先ほど興奮してしまったような状況でございまして、まだまだそこまでは行っていないよというようなことを御理解いただければと思っております。ありがとうございました。

岡田委員 本質をつくということじゃございません。

佐藤(正)委員 地震なんかなると、竹の内で亀裂出ていないかというふうに思うわけです。すぐにそれが頭に走るということのでございますので、まだまだ草をちゃんとかっていつでも見られるような状況にしておいてくださいというような、本当はこっちの今の正直な気持ちです。

委員長 住民の委員の方、そういう御意見であればそうしたいと思います。

岡委員 いいですか。ただね、あのまま植栽というわけにいかない。もちろんさっき鈴木さんが言われたように、まず評価してから、それで何でもなかったらそういう形になると思うんだけど、地権者の方向何も言わないけれども、あれ、こんなことでもって植栽したら、それは問題になるから、やはりその辺、今後の問題になるけれども、やはりどうするか。

委員長 はい、どうもありがとうございました。

それで、協議事項の(2)までは以上で終わりますが、いいですかね。

それでは、(3)ですけれども、前回提出された「住民の考え方」への対応についてということで、これは事務局の方から資料が出ておりますので、説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元に資料が配付しております。それに従って、第1回総合対策検討委員会の席上「守る会」より提出されました、「住民の考え方について」に対する宮城県の基本的な考え方をご説明申し上げます。

まず、1の「現状認識について」ですが、「(1)産業廃棄物総量の認識」として から までの項目がございます。 と につきましては、先ほどのご協議の中で承認されました調査方法を踏まえ、処分場内はもちろんのこと、処分場周辺のものも含めまして埋立廃棄物の総量

を把握してまいりたいと思います。

また、 つきましては、埋立廃棄物の総量調査の状況をみながら必要なボーリング調査を行いまして、有害物質の量と分布状況を把握してまいりたいと思います。

続きまして、「( 2 ) 公害と環境汚染の現状」についてですが、第1点目の硫化水素につきましては、低濃度での発生が続いているとの認識はありますが、最終的な評価は委員会の検討から頂戴したいと考えております。

なお、モニタリング調査を継続いたしますとともに、総合対策検討委員会で必要とされました調査につきましてはできる限り速やかに実施してまいりたいと思います。また、これまでの調査データを整理し、発生状況に関する情報を解りやすく提供してほしいとのご指摘も頂戴しておりますので、これにつきましても速やかに対応してまいりたいと思っております。

の浸出水の問題でございますが、これまでに実施してまいりました定期的な排水検査の結果からは、基準を超えた汚水流出は確認されておりませんが、これにつきましても最終的な評価は総合対策検討委員会にお願いしたいと考えております。併せまして、水質検査を継続するとともに、検討委員会で必要とされた調査については速やかに実施してまいります。

三番目の冠水の問題につきましては、基本的には、公共用水路や道路の管理者である村田町さんと連携しながら改善を進めてまいりたいと考えております。なお、県としての具体的な対策としましては、土木部において、処分場周辺の排水が流入する荒川及び岩淵堰の改修を予定しており、来年度から調査設計に着手することとなっております。

それから三番目の「( 3 ) 健康被害の現状」につきましては、担当が保健福祉部の所管でございますので、このあとに柏木委員からご説明申し上げます。

2枚目になるんですが、2の解決のための到達目標なんでございますが、( 1 ) 処分廃棄物の再処分として から まで、撤去に関する項目がございますが、これにつきましても、検討委員会の検討結果を踏まえまして、許可容量を超える廃棄物あるいは処分場周辺に投棄された廃棄物の取り扱いの問題も含めて判断させていただきたいというふうに思っております。

次に、( 2 ) 公害除去のための恒久対策として、 のガスの除去の問題、 の水質汚濁防止の問題に関しましても、検討委員会の検討結果を踏まえまして必要に応じて対策を実施していきたいと思っております。また、 の焼却炉の問題ですが、まずダイオキシンの汚染範囲を特定するための調査を行い、調査終了後は速やかに汚染土壌を撤去いたします。また、焼却炉に付着しております物質につきましては、その中に含まれている成分を特定するため、現在詳細について分析中でございます。その結果がわかりましたら、速やかに御報告いたしますとともに

に、いずれこの検討委員会において検討していただきたいというふうに考えております。

次に、(3)の健康被害防止対策のうちの避難住宅についてでございますが、これにつきましては、この運営方式をできるだけ住民の方々の要望に沿ったものにしたいという、そういう方向で見直してまいりたいと思います。

それから、の産業公害特定病院の指定に関しましては、保健福祉部の方で御説明申し上げます。

以上が私ども環境生活部で所管する事項についての現時点における考え方でございますが、冒頭でも申し上げましたように、宮城県といたしましては、この委員会における検討結果を踏まえさせていただきまして、必要な対策を速やかに実施してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上で私からの御説明を終わりたいと思います。

続きまして柏木委員から御説明申し上げます。

柏木委員 続いては保健福祉部の方から説明させていただきます。

最初の方の現状認識についてというところで、健康被害の原因というところでございます。一応県といたしましては健康相談会を開催してきているところでございますけれども、住民の方々が相談に来やすいようにしてほしいと、いろいろそういう御要望ございますために、一応は努力してきたつもりでございますけれども、さらなる工夫が必要だという住民の方々の御要望はございますれば、健康相談会で有効に開催したいなと思っております。

の方でございますが、非常に濃度の低いようなところ、これが慢性的に暴露された場合の人体への影響につきましては、県としてなかなか判断が難しゅうございますので、専門家の皆様方にも御意見をもらいながら、例えば方法論も含め、あるいはそういったことの御意見を伺いながら対応させるを得ないのかなというのが現在の考えでございます。

次のめくっていただきまして到達目標。一番下の方の(3)番の健康被害防止対策ののところでございますが、先ほども申しましたように、健康相談に当たっているわけですが、もっと専門の医師からの相談を受けたいというような御希望でございますれば、どのような方がその相談に一番適しているかという、そしてそのような人材をどこから求めるかというようなこともございますが、地元の住民の皆様方の御要望に沿った、そして必要な対策を実施してまいりたいということを今現在考えているところでございます。

私からは以上でございます。

委員長 何か御質問ありますか。岡委員。

岡委員 ここで言っている(2)の硫化水素を初めとするガスが依然として発生し、大気汚染云々と書いてありますけれども、モニタリングの問題ですけれども、最近、1.5メートルと、それから表面の方につけたんですよね。これね、すごく効果あるんですよ。地表面のところは、見ていると5ppbとか、10ppbとか、かなり反応している。1.5メートルのところはほとんど反応していない。ずっとデータを見ているとね。まだ結果は出ていないですか、6月のところ。どうかわからないけれども、そういう反応の仕方をしているから、恐らく下からずっとくぐって住宅の方に流れて、くさいくさいと言われるんじゃないかなと思っているんだけどね。

だから、結構あれは効果があるということなので、やはり意外にそういうところをやはり何か所か設けながら測定をすると、地表面から、すごくいいんじゃないかなというように思います。

それから、最後に柏木委員の方から言われた医者の問題ですけれども、私も3回ほど行きました、あそこへ。とにかくあそこの処分場に入ると、大体1時間ぐらいいて家に帰ってくると、頭のここのところがずっと痛くなって、これは何のせいかわからないんですけれどもね。次の日一日ぐらいは大体痛いんです。最近は幾らかよくなっている。それでもやはりできるだけ、もう30分ぐらいで、かけるとまずいから、マスクしながら、目をしばしばしながら見ているという状況でやっているんですけれども、やはり過敏症になっているのかどうかかわからないけれども、やはりそういうことが、今までの先生に相談はしているんですけれども、なかなか曖昧模糊として何だかわからないからね、そんなことも必要じゃないかなと思っております。

柏木委員 最後の点に関しまして、この場で私が適切に答えるということは難しゅうございませけれども、少し勉強させていただいて、いろんな先生、専門家に相談してみて、なるべく皆さんが苦痛に感じておられることは軽減できればなと思っております。努力したいと思います。

委員長 いいですか。守る会の考え方の2の のところに、発生している現状を直視した結論とすべきであるというふうに書いてありますが、そのとおりだと思いますので、現状を今後とも専門部会の方で把握していただいて、それを踏まえた結論がとられるように努力したいというふうに思います。

あとは、その他ということですが、協議事項その他ということですが、先ほど来、住民の委員の方々から、住民の声に学ぶべきであるというふうな御意見がありましたけれども、何かそのほか協議するようなことがあれば、御発言をお願いします。

鈴木委員 1週間ほど前のことでしたが、私実は仙台市の水道局に勤めております。それで、

仙台市にも井戸水を使っているところがいっぱいあるんです。茂庭台というところなんですけれども、そこで井戸水を使っている住民の方がいましたけれども、つい最近になって(いい水がふってきた?)というふうに言われて、水道水を引っ張ってくれというふうな要望が出されてまして調査に行きました。そうしたら、硫化水素がその井戸水から出てきたというようなことで、そうしたら、その人の言い方の中に、200メートルほど先にやはり産廃処分場がありまして、今は埋まっているんですが、七、八年たっているんだそうです。しかし、そこから、恐らくそれができて硫化水素が発生したのだというふうに本人は言うておりました。したがって、ある意味、やはりそういう一定の時期がたってから、やはり出てくるものだなというふうに私も率直に思いまして、これは早速水道を引いてやらないとだめだというふうに思いましたけれども、本当にやはり今とにかく具体的に例えば感じないものであっても、処分場がやはり時がたつにしたがって、やはりそういう土壌なり水質なりが汚染されると、こういうことがやはりあるなと思ひまして、本当にこの竹の内問題については、全国の模範になるような、ぜひしっかりした対策というような、そういった終結をやはりしていただきたいと私もがんばっていきたくと思います。その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

原田委員 どこかで言おうかなと思つたんですけれども、そろそろ終わりに近づいたので、一つ、これから水とか土壌とか、廃棄物質なども入ってくるかと思ふんですけれども、調査分析をしますね。そのときの前処理ですか。試料のサンプリングして分析にかけるまでの試料の操作について、多分分析機関では保健環境センターさんも持っておられると思ふので、それもぜひ私の方で検討させていただきたいなと思ひまして、といいますのは、前処理によって出ないものも出たり、出るものも出なかったりするわけですよ。ですから、そこら辺のところを少し専門家の端くれとして、分析の前処理ですね。その試料をmkぜひフローチャートかなにか、あるいは何度で処理するとか、ろ過するとかいろいろありますよね。ああいったものも、もう既にそれにやっておられると思ふので、聞かせていただくなり、あるいは公的方法でJISのKのなんとかとか、あるいは衛生試験法何とかというのでやっておられると思ふので、その名前だけでもいいですから、そうすると私のところで調べますので、ここにデータとして出ているもの、数値がどういう前処理でやって、機械、測定装置は非常に高価なものを使うんですけれども、前処理でどのような資料にしているかというのは非常に重要なんです。それをぜひ出させていただきたいなと県の方にお願ひしたい。

委員長 これは、先ほど追加して調査するということがありましたけれども、その調査するのは県の機関であつたり、あるいは(ちがいをする?)調査機関であつたりするわけですね。今

のような前処理の経過といったようなものについて試料を出してくれと、どういうふうな処理をしたかということをはっきりさせていれということは、それは可能でしょうか。

事務局 はい、可能でございます。今委員長御指摘のように、調査によっては民間分析機関に委託するものもありますし、自前、宮城県の機関がやるものもございますけれども、また、測定方法についても、国が決めたような公定法でやったり、これは場合によっては企業の独自の方法でやったりということがあるかと思いますが、いずれにしても、その前処理の手法については事前にお知らせすることは十分に可能だと思います。

委員長 それは、今までの調査幾つかあるわけですが、それについても可能だということでもいいですか。

事務局 これも振り返って十分に可能だと思います。

委員長 じゃあ、そういうふうにします。

ということで、きょうは大体報告事項、協議事項終わったんですが、これで終わらせていいでしょうか。

じゃあ、きょうはこれで。

佐藤（正）委員 健康調査というか、そういうふうな話題のときちょっと中座してしまったんですが、実はことしの3月まで健康調査を担当なされた大久田医師、仙南保健所の所長なんですが、彼と最終的に話し合ったときに出てきたのが、竹の内周辺の人たちの相談を受けていて、PTDとか、いやいやちょっと忘れちゃったけれども、神戸地震で、それだよというふうな話なんです。それで、精神的にかなり参って、幾ら言っても廃対は言うことを聞かないということが一つあるんですが、精神的に参って、もはやちょっとしたにおいでもそのときのこと思い出されて参っているんだと。私なんかもそうだと思うんですけども、そこまで追い込まれていたということがあるわけですね。それで大久田医師は、「おれが何やったって、これはどうしようもないんだ。何年もかかるんだ」というふうな話をなされたわけです。転勤なさるときに。おやめになるときに。そのことはさっきお話ししたので、ここでお話しを申し上げなければならないなというふうに思ったところでございます。

それから、やれることはどんどんどんどんやっていただくということなんですね。今後の環生部長とお話ししたんですが、何一つ恒久的な対策がなされていないんじゃないですかというふうなお話を申し上げました。調査、調査、調査の段階で、調査して、だめなんだよなということになれば対策して、すぐに対策をしていただかなければならないというふうなことでございまして、本当にちっちゃなことは皆さん住民のところまで言ってよこすんですよ。側溝

の泥を上げるからねというふうな言い方をしてきました、実はきょう12日にこういうものをやるんだというのは仙南保健所も知らなかったんですよ、本当にこの前まで。何で勾当台って秘密主義なんだというふうなのがありまして、そんなこと自分でやればいいんじゃないのというようなことは言うてくるんですね。いついつから何をやりますと。それで、こういうようなことは隠しておくというふうなことがありまして、どんどん進めていただくということがまず一つあるわけですね、それは。そのことを改めてお願いしておきたいと思います。

委員長 今の・・・いいですか、他に何か。

柏木委員 いや、大久田所長も、私ずっと別なところでお話するとき、やはり初期のころのストレスというよりは、それが相手にはトラウマになっていると。そういうことが今もある程度尾を引いておられるんじゃないでしょうか、住民の方々は、ということをおっしゃられます。

委員長 それは何か対応はできるものですか。

佐藤（正）委員 だんだん大きくなってきますね、それは。

柏木委員 それは……、うーん、専門家でなければ…。

委員長 患者さんに対する、その診療……。

柏木委員 そのストレスの程度はどの程度で、それがどの程度トラウマとなって尾を引いているかということにつきましては、まだまだ、例えば心理的面、あるいは精神科のとうたらこうとか診断基準等照らし合わせていかなければいけないのかなというので、その辺の評価はまた先生方と相談しないと、そうであったとかそういうのも、何人中何人そうだったとかいうことを定常的に発表するには少し検討が必要かなと、その場ではお話は聞いておりました。

委員長 では、きょうはこれで終わらせていただきたいと思います。

それで、あと、次回の件については、事務局の方で皆さんの御都合を聞いて御連絡いたします。

じゃあ、きょうはありがとうございました。

## 6. 閉 会

司会 大変お疲れさまでした。以上をもちまして第2回の委員会を終了いたします。